

LEGAL NEWSLETTER

May 2026

№63

AKP Law Firm

本号では、2026 年 5 月に承認された注目すべき政府決議、並びに議論された主な法律・決議・決定をご紹介します。

I. 国家大会議に提出された法律案

1.1 外国借款の活用及び効率性に関する法律案

政府は本法案を 2026 年 5 月 14 日に提出し、5 月 21 日に第一読会が行われました。可決された場合、本法案により、国内石油需要の 55%を満たすことが可能な石油精製施設の建設や、エルデネブレン水力発電所をはじめとする、外国借款により資金調達される主要な戦略的インフラ事業の実施が可能となります。現在、合計 2 兆 900 億トゥグルグ相当の 74 件の外国借款事業が進行中であり、そのうち 34%が活用されています。

1.2 モンゴル国国家大会議法の一部改正に関する法律案

本法案は、国会議員 12 名により 2026 年 5 月 13 日に提出され、会議及び投票への不参加について国会議員の責任を強化する規定の追加を目的としています。具体的には、1 か月の投票のうち 50%未満しか参加しなかった議員の給与及び予算財源を減額すること、並びに正当な理由なく定例会期中に 5 回以上欠席した議員に対して制裁を課すことを提案しています。

1.3 労働者の生命及び健康の保護並びに安全な労働環境の確保に関する法律案

政府は本法案を 2026 年 5 月 29 日に国家大会議に提出しました。本法案は、職場の安全及び衛生基準の向上並びに雇用主の責任強化を目的としています。

II. 国家大会議：注目すべき決議

2.1 税法改正法案パッケージの第一読会開始を承認

2026 年 5 月 22 日の本会議において、税法改正法案パッケージの第一読会開始が承認されました。

政府は、本改正は経済自由化政策の下、外国投資家及び国内生産者に対する法的安定性を確保することを目的としていると述べています。

2.2 虚偽情報流布罪に関する刑法改正について

国家大会議が憲法裁判所の 2025 年第 10 号結論を受理したことに関連し、2026 年 5 月 21 日、虚偽情報流布罪に関する刑法第 13.14 条を無効とする法案について第一読会が行われました。

報道の自由及び記者の職務活動に直接関わる本条項の無効化は、重要な法的変化を意味します。

III. 政府決議:

2026 年 5 月には合計 64 件の政府決議が承認されており、以下にその主なものを紹介します。

3.1 年金受給者への金一封の支給停止

2026 年 5 月 20 日付政府決議第 210 号により、「公務員への金一封支給に関する規定」が改正されました。

本改正により、老齢年金又は軍人年金を受給しながら国家行政機関に再就職している国民は、当該規定第 5.2 項に基づき、今後金一封を受給できなくなります。

本決議は、政府機関での再任用期間中にある年金受給者への追加的な金一封の支給を停止するものであり、公的支出の削減及び若年人材の支援を図る政策に沿った決定と見ることができます。

3.2 経済自由化政策「自由化に関する 12 の決定」

ウーチラル首相率いる政府は、就任後最初の 1 か月において、「Liberalize（自由化）」政策の下、12 件

の決定を承認し、経済自由化政策の始動を示しました。

主な措置として、税務債務を有する 12,153 社の凍結された口座の解除、並びに 2026 年における保健及び環境関連の検査を除く 7,300 件超の検査の取消しが挙げられます。

3.3 鉱物探査区域の座標承認及び探査権の付与

2026 年 5 月 13 日付政府決議第 193 号により、セレンゲ県サイハン及びオルホン郡に位置する鉱物探査区域の座標が承認され、当該区域における鉱物探査権が国有企業であるエルデネスモンゴル社に付与されました。

本決定は、国有鉱業会社の探査活動の拡大、新たな鉱物資源の発見、並びに将来の開発可能性の調査を目的としています。また、モンゴルの鉱業セクターにおいて国家が関与する探査事業を増加させる政策の一環としても位置づけられます。

3.4 燃料及びエネルギー依存度の低減について

2026 年 4 月 29 日付政府決議第 160 号により、輸入燃料及びエネルギーへの依存度の低減、再生可能エネルギーの利用拡大、並びに緑色開発政策の強化を図るための包括的な措置の実施が決定されました。

本決議は、モンゴルのエネルギーセクターへの民間投資の拡大、再生可能エネルギー事業の促進、及び電気自動車インフラの整備を図るための重要な政策措置です。これにより、エネルギー、インフラ、鉱業及び環境技術分野で活動する国内外の投資家に新たな機会が創出されます。

IV. 最高裁判所判決の概要

4.1. 未完成建築物への不動産税の不課税

2026 年 4 月 14 日付最高裁判所決定第 001 号は、使用承認及び引渡しが完了していない建築物に対して不動産税を課す法的根拠は存在しないと判示しました。

本件において、税務当局は完成度 73%の建築物に対して不動産税を査定しました。裁判所は以下のとおり判断しました。

- ・課税の法的根拠は法律に明示的に定められていなければならない。

- ・不動産税法は、未完成建築物への課税を立法者が意図していたことを示していない。

- ・国家登録機関における所有権の登記のみでは、不動産税課税の十分な根拠とはならない。

- ・納税義務は、建築物が完全に完成し、引渡しが完了し、本来の用途に使用可能な状態になった時のみ発生する。

これに基づき、裁判所は当該税務査定を違法と判断しました。

実務上の意義：本決定は、モンゴルの税法の解釈に関する重要な指針を示すものであり、未完成かつ未稼働の建築物が不動産税の対象とならないことを確認しています。

4.2. 新設された権利の遡及適用について

最高裁判所は、2026 年 4 月 8 日、未成年の強姦被害者が受けた精神的損害に関する事件を審理しました。

下級審は、被告に対し、犯罪行為により生じた精神的損害について 1,400 万トゥグルグの賠償を命じていました。しかし、最高裁判所は当該部分の判決を取り消しました。

裁判所は、精神的損害に対する金銭賠償を受ける権利は 2022 年に新たな実体法上の制度として導入され、2023 年 7 月 1 日に施行されたものであり、その施行前に発生した法律関係に遡及して適用することはできないと判断しました。

ALISON & KATE PARTNERS

所在地: ウランバートル市、スフバートル区、第 1 ホロー、オリンピックストレート、セントラムオフィス、3 階 301/A 号室、
ウェブサイト: www.akp.mn
メール: contact@akp.mn
電話: 7704-1414, 8013-0414